

第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨 注意報	洪水 注意報	大雨 警報	洪水 警報	高潮 警報	大雨 特別 警報	高潮 特別 警報	津波 注意報	津波 警報	津大 波特 別警 報
山口県 (県庁)	防災危機管理課 (消防保安課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監理課			○	○	○	○	○	○	○	○
	技術管理課			○	○	○	○	○	○	○	○
	道路整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設課			○	○	○	○	○			○
	都市計画課			○	○	○	○	○			○
	砂防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾課			○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅課			○	○	○	○	○			○
	農林水産政策課			○	○	○	○	○	○	○	○
農村整備課			○	○	○	○	○	○	○	○	
漁港漁場整備課			※	※	○	○	○	○	○	○	
山口県 (出先 機関)	土木建築事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○	○	○		○				
	港湾管理事務所			○	○	○	○	○	○	○	○
	山口宇部空港事務所			※	※	○	※	○	○	○	○
	農林水産事務所			○	○	※	○	○	○	○	○
	下関農林事務所										
農林水産事務所 下関水産振興局			※	※	○	○	○	○	○	○	
水防管理団体(市町)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ため池管理者				○	○		○				

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

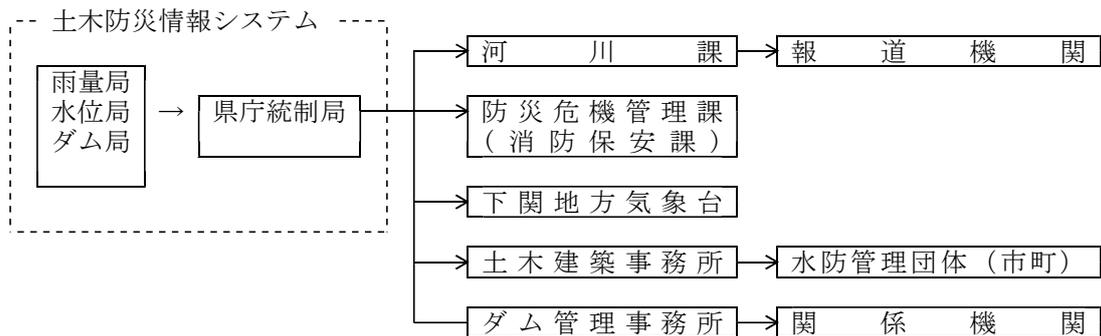
また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

◇参照 水位観測所一覧表 付表7
雨量観測所一覧表 付表8

2 土木防災情報システムによる情報の提供

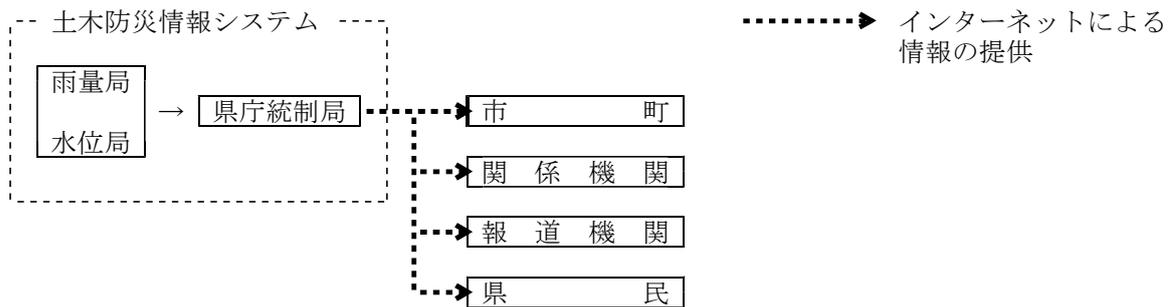
土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

- 3 雨量、水位の連絡系統
雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



佐波川ダム管理事務所→国土交通省山口河川国道事務所
 小瀬川ダム管理事務所→国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所
 厚東川ダム管理事務所→企業局厚東川工業用水道事務所
 菅野ダム管理事務所→企業局東部発電事務所
 木屋川ダム管理事務所→企業局西部利水事務所
 阿武川ダム管理事務所→中国電力佐々並川ダム
 阿武川ダム管理事務所→中国電力生雲ダム

- 4 雨量、水位の情報連絡系統
雨量、水位の情報連絡系統は次の図のとおりとする。

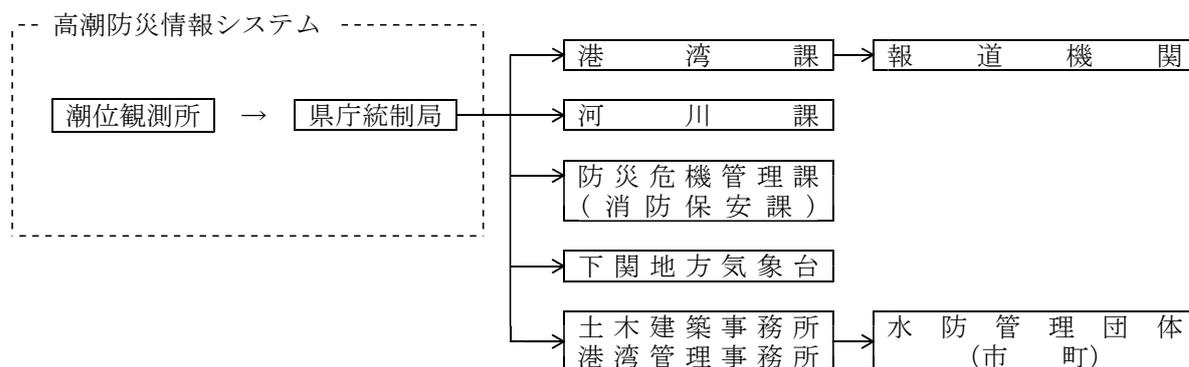


第2項 潮位の情報収集及び連絡

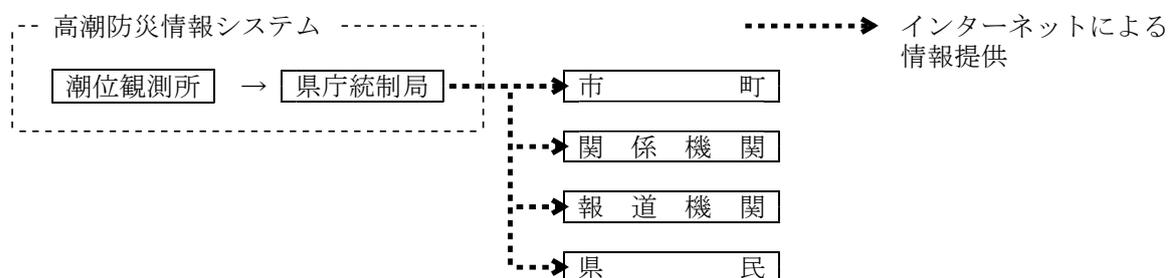
- 1 潮位の観測及び通報
 高潮警報の発表に伴い配備した場合、又は台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した場合にあっては、土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。
 港湾課は、潮位の状況を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関へ連絡する。
- 2 高潮防災情報システムによる情報の提供
 高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

◇参照 潮位観測所一覧表 付表9
 風速計一覧表 付表11

- 3 潮位の連絡系統
潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



- 4 潮位の情報連絡系統
潮位の情報連絡系統次の図のとおりとする。



第6節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保

第1項 土木建築事務所の水防用備蓄器具、資材

- 1 備蓄器具、資材の使用
土木建築事務所の水防用備蓄器具及び資材は付表2のとおりであり、その使用については関係水防管理者の要請により、土木建築事務所長が決定するものとする。
◇参照 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表 付表2
- 2 備蓄器具、資材の補充
備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないように留意するものとする。
- 3 備蓄器具、資材の応援
土木建築事務所長は、緊急水防を要する他の土木建築事務所から器具、資材の応援を求められたときは、当該土木建築事務所長と水防緊急度について協議し、その必要を認めるときは、器具及び資材の応援流用を行うものとする。